

改 正 案	現 行 告 示
<p>第1条～第8条 略</p> <p>(法第41条第2項ただし書の許可)</p> <p>第9条 法第41条第2項ただし書の許可は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の建築物の<u>建蔽率</u>等_一の制限の例外の運用に準じて行うものとする。</p> <p>第10条～第13条 略</p> <p>(開発区域が接する道路の幅員)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項及び前項の規定にかかわらず、所定幅員に満たない部分について拡幅することが著しく困難な場合であって、交通安全上の対策が施されているときは、拡幅することが著しく困難である部分が橋りょう、トンネル、踏切等については当該部分の幅員が所定幅員の9割以上確保されている場合に限り、当該道路の所定幅員を満たすものとみなす。</u></p> <p>4 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で開発区域の面積が1ha未満のものにあつては、<u>第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、当該道路の所定幅員を満たすものとみなす。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第15条～第26条 略</p> <p>(浸透施設の設置)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>削除</p> <p><u>(5)及び(6) 略</u></p> <p>第28条～第31条 略</p> <p><u>(災害危険区域等)</u></p> <p>第31条の2 法第33条第1項第8号ただし書の規定を適用できるのは、対策工事等により同号に規定する区域の指定が解除される見込みがある場合とする。</p> <p>(緩衝帯の配置)</p> <p>第32条 令第28条の3に規定する騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物等の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為には、開発許可の申請時において、工場立地法（昭和34年法律第24号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）</p>	<p>第1条～第8条 略</p> <p>(法第41条第2項ただし書の許可)</p> <p>第9条 法第41条第2項ただし書の許可は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の建築物の<u>建ぺい率</u>等_一の制限の例外の運用に準じて行うものとする。</p> <p>第10条～第13条 略</p> <p>(開発区域が接する道路の幅員)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>新設</p> <p>3 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で開発区域の面積が1ha未満のものにあつては、<u>前項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、当該道路の所定幅員を満たすものとみなす。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第15条～第26条 略</p> <p>(浸透施設の設置)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 浸透施設は、原則として無蓋とすること。</u></p> <p><u>(6)及び(7) 略</u></p> <p>第28条～第31条 略</p> <p>新設</p> <p>(緩衝帯の配置)</p> <p>第32条 令第28条の3ただし書の規定は、次の各号に掲げる場合に適用するものとする。</p> <p><u>(1) 幅員の減少 公園、緑地、河川、池、沼、植樹のされた大規模な街路又は法面（上りの法面に限る。）に隣接する場合</u></p>

その他の法令に基づく環境の保全のための規制に準拠した対策が開発区域において講じられる場合は、含まないものとする。ことができるものとする。

2 令第28条の3ただし書の規定は、次の各号に掲げる場合に適用するものとする。

(1) 幅員の減少 公園、緑地、河川、池、沼、植樹のされた道路又は法面（上りの法面に限る。）に隣接する場合

(2) 配置の免除 騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある敷地に隣接する場合

第33条 略

(緩衝帯の境界の明示)

第34条 緩衝帯は、境界に縁石を設置し、又は境界杭を打設する等によりその区域を明確にするものとする。

第35条 略

附則 略

附則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この基準の適用の際現に申請がなされているものについては、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

略			
位	集落要件	50戸以上の建築物が連たんしている集落内の土地であること。	次のいずれかに該当するものであること。
置			(1) 50戸以上の建築物 _____ が連たんしている集落内の土地であること。
			(2) 開発区域を含んだ3ha内に、主たる建築物 _____ が20戸以上存していること。
			(3) 略
略			

注1) 及び注2) 略

注3) 「ガソリンスタンド」とは、車輛に揮発油、軽油、液化ガス又は水素等の燃料を給油補填等するための施設をいう。

(2) 配置の免除 用途が類似の敷地に隣接し、かつ、相互に騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認められる場合

第33条 略

(緩衝帯の技術的細目)

第34条 緩衝帯に関する技術的細目は、次のとおりとする。

- (1) 緩衝帯には、原則として中高木の常緑樹を植栽すること。
- (2) 植栽は、緩衝の機能を果たすのに適切な間隔及び配置であること。
- (3) 緩衝帯は、境界に縁石を設置し、又は境界杭を打設する等によりその区域を明確にすること。

第35条 略

附則 略

新設

別表第1（第6条関係）

略			
位	集落要件	当該市街化調整区域で、50戸以上の建築物が連たんしている集落内の土地であること。	次のいずれかに該当するものであること。
置			(1) 50戸以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている集落内の土地であること。
			(2) 開発区域を含んだ3ha内に、主たる建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が20戸以上存していること。
			(3) 略
略			

注1) 及び注2) 略

新設

注4)～注8) 略

別表第1の2 (第6条の2関係)

略		
敷	規模	500 m ² 以下。____ 駐車場の確保等特に必要と認められる場合にあっては、1,000 m ² を上限とする。 ただし、市町村の観光振興計画等において観光資源と位置付けられている建築物の宿泊施設等への用途変更の場合は、この限りでない。
地	形状	略
建築物	延床面積	200 m ² 以下。 ただし、市町村の観光振興計画等において観光資源と位置付けられている建築物の宿泊施設等への用途変更の場合は、この限りでない。
略		

別表第2 (第7条関係)

項目	休憩所		ガソリンスタンド
	略	コンビニエンスストア	
略		車輛に揮発油、軽油、____ 液化ガス又は水素等の燃料を給油補填等するための施設	
道路		略	
集落要件		____ 50 戸以上の建築物が連たんしている集落内の土地であること。	
略			

別記様式 (基準第6条関係)

法第34条第1号該当の建築物に関する計画書		
略	事業計画	(3) 営業(事業)計画
		イ 営業(事業)内容
		ロ 取引先 ※ 略
		ハ 営業(事業)区域及び対象顧客層等
		ニ 営業(事業)収支計画書(年間予想売上高、営業利益等)
		ホ 従業者数 人(うち常勤者 人、パート 人) ※ 略
略		

注3)～注7) 略

別表第1の2 (第6条の2関係)

略		
敷	規模	500 m ² 以下。ただし、駐車場の確保等特に必要と認められる場合に____ は、1,000 m ² を上限とする。 _____
地	形状	略
建築物	延床面積	200 m ² 以下。 _____
略		

別表第2 (第7条関係)

項目	休憩所		ガソリンスタンド
	略	コンビニエンスストア	
略		車輛に揮発油、軽油又は液化ガス____ 等の燃料を給油補填等するための施設	
道路		略	
集落要件		____ 当該市街化調整区域で、50 戸以上の建築物が連たんしている集落内の土地であること。	
略			

別記様式 (基準第6条関係)

法第34条第1号該当の建築物に関する計画書		
略	事業計画	(3) 営業(事業)計画

		イ 取引先 ※ 略
		ロ 営業(事業)区域及び対象顧客層等
		ハ 営業(事業)収支計画書(年間予想売上高、営業利益等)
		ニ 従業者数 人(うち常勤者 人、パート 人) ※ 略
略		